

坂本小学校 いじめ早期発見・事案対処マニュアル

I. いじめ早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 子どもたちの立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受けとめ、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢が大切である。

2 子どもたちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

3 早期発見のための手立て

(1) 日々の観察 ～子どもがいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちとともに過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。その際、いじめ早期発見のためのチェックリスト(資料1)を活用することが有効である。

また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

(2) 観察の視点 ～集団を見る視点～

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学校・学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。

また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

(3) 生活ノート ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

日記等の生活ノートや連絡帳の活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ(チャンス相談)等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談週間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施したり、いじめの相談窓口を設置・周知したりする等、相談体制を整備することが必要である。(本校では2ヶ月に1回設定)

(5) アンケート ～実施時の配慮が必要～

実態に応じて随時実施することを原則とするが、少なくとも学期に2回以上の実施が望まれる。本校では、2ヶ月に一度行うこととする。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等状況に応じて配慮する。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

4 家庭や地域の協力を得るために

いじめの早期には、家庭や地域の協力も必要である。教育振興会総会での学校の方針説明、学校通信やホームページを活用したいじめの防止活動の報告、学校公開(オープンスクール)の実施、参観日の懇談会における保護者への啓発、必要に応じて個人面談、家庭訪問、保護者向けいじめアンケートの実施、放課後生き生き教室の先生方や学校評価委員との定期的な連絡会など、情報交換や協議できる場を設ける。

いじめ早期発見のためのチェックリスト ～サインを見逃さない～

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている | <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある | <input type="checkbox"/> 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる | |
| <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| <input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている | |

いじめられている子

- 日常の行動・表情の様子

<input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる	<input type="checkbox"/> おどおど、にやにや、にたにたしている
<input type="checkbox"/> いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている	
<input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない	<input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない
<input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる
<input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる	<input type="checkbox"/> とくどき涙ぐんでいる
<input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする	
- 授業中・休み時間

<input type="checkbox"/> 発言すると友だちから冷やかされる	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い
<input type="checkbox"/> 班編成の時に孤立しがちである	<input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる
<input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える	<input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる
<input type="checkbox"/> 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする	
- 昼食時

<input type="checkbox"/> 好きな物を他の子どもにあげる	<input type="checkbox"/> 他の子どもの机から机を少し離している
<input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする	<input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる
- 清掃時

<input type="checkbox"/> いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている	<input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている
--	--
- その他

<input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる	<input type="checkbox"/> 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
<input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする	<input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる
<input type="checkbox"/> スポ少や部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す	
<input type="checkbox"/> ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている	<input type="checkbox"/> 服に靴の跡がついている
<input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない	<input type="checkbox"/> 手や足にすり傷やあざがある
<input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする	

いじめている子

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている | <input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| <input type="checkbox"/> あからさまに、教職員の機嫌をとる | <input type="checkbox"/> 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の子どもに指示を出す | <input type="checkbox"/> 他の子どもに対して威嚇する表情をする |
| <input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう | |

家庭でのサイン(いじめを受けている児童)

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる | <input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる |
| <input type="checkbox"/> 朝起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする | |
| <input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする | <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある |
| <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲やすり傷がある | <input type="checkbox"/> 食欲不振・不眠を訴える |
| <input type="checkbox"/> 登校時刻になると体調不良を訴える | <input type="checkbox"/> 家庭の品物、金銭がなくなる |
| <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする | <input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を欲しがらる |

いじめ事案対処

1 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、関係児童の身の安全を確保する。あわせて、直ちに校長、教頭、学級担任、生徒指導担当に連絡し、校長の指示のもと、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。(資料2参照)

(1) いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す

いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行うことが必要である。状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などをいじめている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

2 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた子どもに対して

子どもに対して

- ・ 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(2) いじめた子に対して

子どもに対して

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、事実関係を理解していただく。また、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 子どもの変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

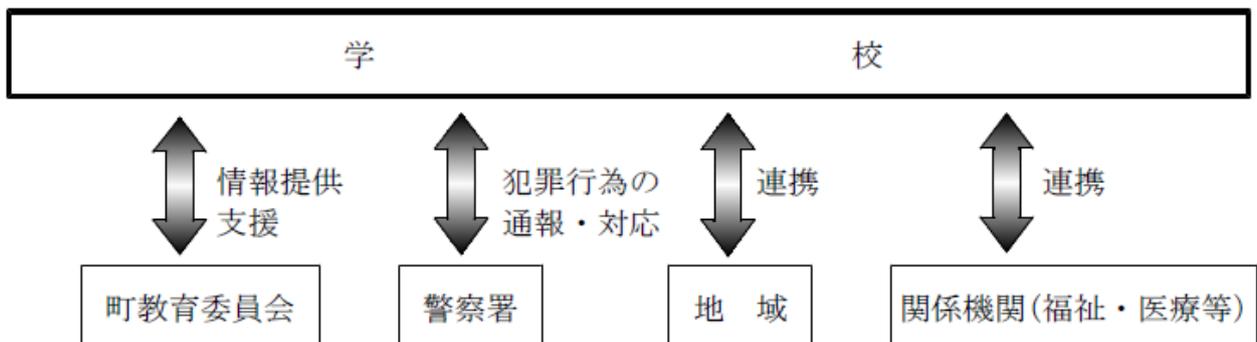
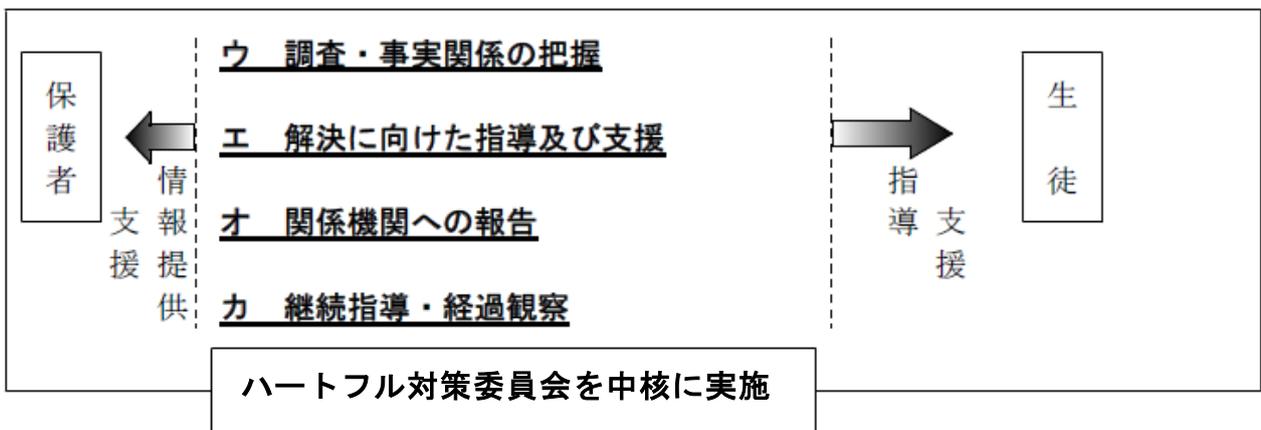
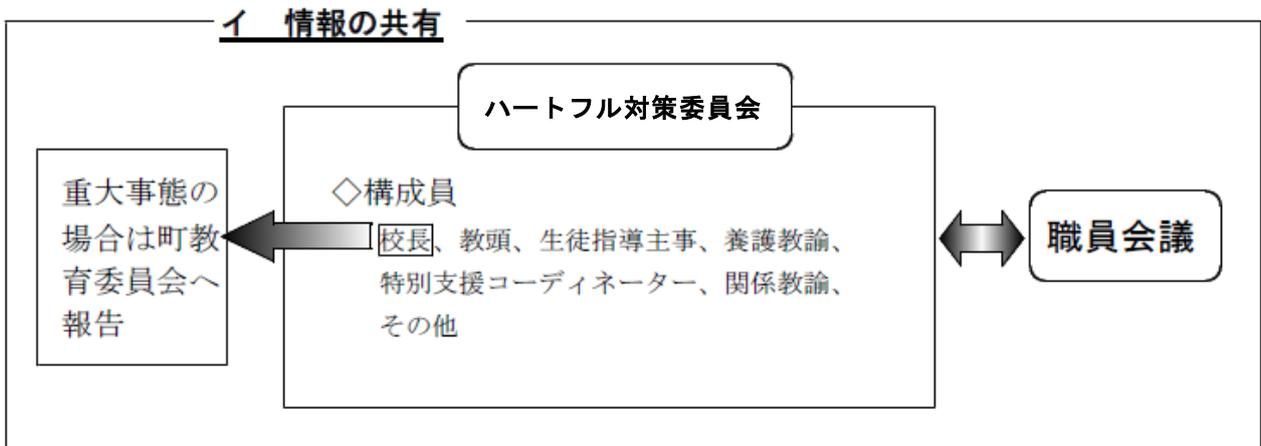
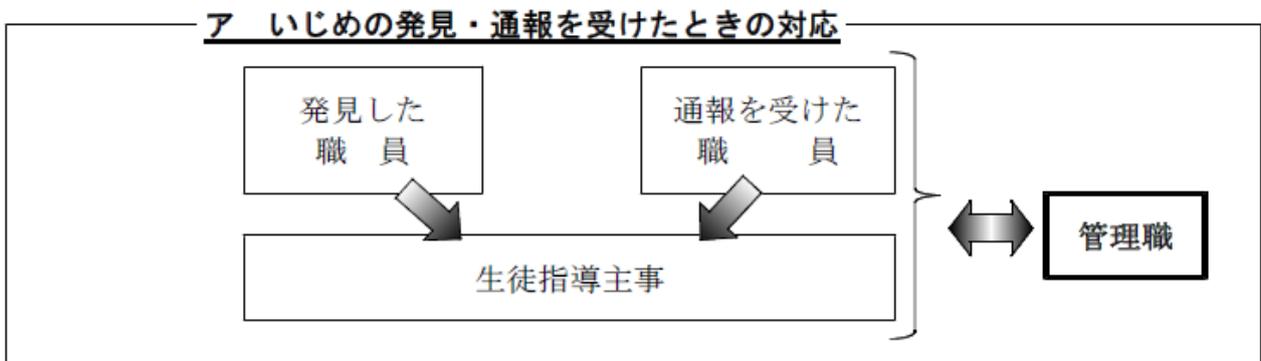
(3) 周りの子どもたちに対して

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- ・ いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・ 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ・ いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・ いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）



3 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

(2) 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

保護者会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- ・ 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- ・ インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- ・ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- ・ 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- ・ 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- ・ 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ・ 違法情報や有害情報が含まれていること
- ・ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- ・ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

(3) 早期発見・早期対応のために

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・ 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。

- ・ 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、教育委員会、警察等の専門機関との連携が必要になる。県教育委員会のネットいじめ目安箱サイト等も活用する。

書き込みや画像の削除

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

〈指導のポイント〉

- ・ 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・ 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・ 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

チェーンメールの対応

〈指導のポイント〉

- ・ チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ・ 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

3 重大事態への対処 ～学校、保護者、地域が一丸となって子どもを守り通す～

1 重大事態の意味

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 (いじめ防止対策推進法 第28条)

2 被害の子どもへの保護・ケア

- ・ 被害の子どもに対する全職員によるケア体制の確立
- ・ 被害の子どもに対する複数の職員によるマンツーマンでの保護
- ・ スクールカウンセラーによるケア
- ・ スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア
- ・ 授業に対する配慮

3 加害の子どもへの働きかけ

- ・ 加害の子どもとその保護者に対するケア

〈状況に応じて〉

- ・ 別室での学習の実施
- ・ 警察への相談・通報
- ・ 懲戒や出席停止

4 教育委員会・関係機関との連携

- ・ 町教育委員会への報告と連携 ⇒ 町長に報告・調査
- ・ 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携
- ・ 延岡西臼杵いじめ問題対策専門家委員会の活用

5 保護者・地域との連携

- ・ 緊急保護者会の開催
- ・ 教育振興会との連携
- ・ 学校評価委員との連携
- ・ 民生児童委員等との連携